

## — 市内水道業者用（新規申請） —

# 令和5年度津山市水道局工事等一般競争（指名競争）入札参加資格申請書提出要領

令和4年4月に提出された資格申請の有効期限が2年間であるため、本年度の受付は、**新規資格申請についてのみ**です。

ただし、令和4年度に登録済みの業者については、中間年に提出を求めている書類があります。中間年の提出書類については、津山市水道局ホームページをご覧ください。

## 1 主な申請要件

津山市総務部契約監理室で公表されている「令和5年度 入札参加資格申請要領（建設工事市内業者用）」の「1. 一般競争（指名競争）入札参加資格申請書が提出でき、資格者名簿に登録できる事業者」で示されている要件のほか、以下の要件が必要となります。

- (1) 建設業法第3条の規定による**管工事業及び水道施設工事業**の許可を受けていること。
- (2) 津山市水道局の**指定給水装置工事業業者**であること。
- (3) 津山市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を設置していること。
- (4) **6者以上で構成される津山市内の水道の協会又は組合等**に加入していること。
- (5) **配水管技士又は配水管技能者3人以上**、かつ、**給水装置工事主任技術者2人以上**を常勤で雇用していること。

なお、「配水管技士又は配水管技能者」と「給水装置工事主任技術者」とは、同一の者が兼ねることができます。

※上記「配水管技能者」は、公益社団法人日本水道協会が行う配水管工技能講習会を修了し、一般継手管及び耐震継手管の配水管技能者として配水管技能者名簿に登録された者。

## 2 申請書類

津山市総務部契約監理室に提出する申請書類一式（「津山市建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格申請書（建設工事用）」ほか書類一式）と同じ要領で提出してください。

- 提出書類のうち、原本の指定については津山市総務部契約監理室の提出要件と同じです。
- 上記申請書類のほか、水道局独自様式である「**資格取得者名簿**」を併せてご提出ください。  
⇒ 資格取得者名簿の様式は、水道局ホームページからダウンロードできます。
- 津山市の発行する納税証明書は、津山市役所2階税制課（②番窓口）もしくは各支所・出張所で**令和5年3月27日以降に証明を受けたもの**を提出してください。（令和5年4月1日以降に証明を受ける場合、3月末納期到来分の市税等について、納税証明を受けること。）  
※2週間以内に納税したものに係る納税証明を請求する場合は、領収証書又は引落記帳済通帳を、証明担当課へ持参してください。

### 3 特記事項

令和5年度の入札参加資格申請に必要な「**経営事項審査の総合評価値通知書**」（以下「**通知書**」といいます。）については、**審査基準日が令和3年8月1日から令和4年7月31日までのもの及び最新のものの写**を提出してください。なお、申請後においても有効期限切れとならないように、経営事項審査を受けてください。有効期限が切れ、新たな経営規模等評価結果通知書が確認できない場合、指名や契約（契約変更含む）が出来ず、また、応札を無効とすることになるので十分注意してください。

#### ●「資格取得者名簿」の作成要領（市にない様式で、水道局が独自に求める必須資料）

1) 資格証明の写しを必要とします。

⇒ 水道関係の資格証の写の添付忘れに注意してください。

※ 有効期限の確認をしますから、カード状の資格証（配水管技士資格認定証，配水管技能者登録証，水道施設管理技士登録証）の写を添付してください。

2) 記入する資格の種類（資格区分）は、次のとおりです。

- ・ 給水装置工事主任技術者（水道法）
- ・ 配水管技士（日水協）
- ・ 配水管技能者（一般継手管）（日水協）
- ・ 配水管技能者（耐震継手管）（日水協）
- ・ 配水管技能者（大口径管）（日水協）
- ・ 1級・2級水道施設管理技士（日水協）
- ・ 1級・2級土木施工管理技士（建設業法）
- ・ 1級・2級管工事施工管理技士（建設業法）
- ・ 技術士（技術士法）

3) 資格者の顔写真を貼付してください。

⇒ 技術者の本人確認，現場でのスムーズな指示伝達のため。

（写真は、申請前6ヶ月以内のもので、白黒，カラーは問いません。デジタルカメラで撮影，プリントアウトされたものでもかまいません。）

4) 提出書類の一番上になるように綴って提出してください。

### 4 申請書の提出先及び受付期間

【申請書の提出先】 津山市水道局 業務課 庶務係（電話0868-32-2104）

郵送可

（ただし、令和5年4月20日（木曜日）午後5時15分までに水道局必着）

【受付期間】 **令和5年4月3日（月曜日）から令和5年4月20日（木曜日）まで**

（休日を除く執務時間中）

※ 執務時間は、午前8:30から午後5:15まで。